

令和２年 第１３回米子市教育委員会定例会会議録

日 時 令和２年１１月２０日（金）午前１０時
場 所 教育委員会室

出席した教育委員会教育長及び委員の氏名

浦 林 実（教育長）
上 森 英 史
荒 川 陽 子
三 瓶 文 乃

説明のため出席した職員の職氏名

事務局長兼教育総務課長	松 田 展 雄
学校教育課長	西 村 健 吾
生涯学習課長	木 下 博 和
図書館長	菅 原 朗
学校給食課長	山 中 敦 子
文化振興課長	下 高 瑞 哉
教育総務課教育企画室長	後 藤 京 一
教育総務課課長補佐	木 村 孝 志
教育総務課係長	足 立 卓 哉

議事日程 令和２年１１月２０日 午前１０時開議

第１ 会議録署名委員の指名

第２ 前回の会議の会議録の承認

第３ 教育長の報告

第４ 議 事

議案第５１号 米子市公民館規則の一部を改正する規則の制定について

議案第５２号 米子市美術館の指定管理者の指定について

議案第５３号 米子市立山陰歴史館、米子市福市考古資料館及び米子市埋蔵文化財センターの指定管理者の指定について

議案第５４号 議会の委任による専決処分について

議案第５５号 議会の委任による専決処分について

議案第５６号 財産の取得について

第５ その他

開 会 午前 10 時

浦林教育長 ただいまから、令和 2 年第 13 回米子市教育委員会定例会を開会いたします。

金山委員から本日の会議を欠席する旨の届け出がありましたので、ご報告をいたします。

1 会議録署名委員の指名

浦林教育長 それでは、日程第 1 会議録署名委員の指名を行います。
会議録署名委員に上森委員を指名いたします。

2 前回の会議の会議録の承認

浦林教育長 次に、日程第 2 前回の会議の会議録の承認に移ります。前回の会議の概要について、事務局から報告をお願いします。

松田事務局長 はい。

浦林教育長 松田事務局長。

松田事務局長 前回の会議は 10 月 23 日に開催され、議案第 49 号「米子市指定有形文化財の指定について」をご審議いただき、原案のとおりご承認いただきました。また議案第 50 号として予定しておりました「文化施設の指定管理者候補者の選定に係る米子市指定管理者候補者選定委員会への諮問について」は、撤回となりました。

浦林教育長 前回の会議の会議録を承認します。

3 教育長の報告

浦林教育長 次に日程第 3 教育長の報告について私から報告をいたします。本日は 2 点、報告させていただきます。

1 点目ですけれども、11 月 6 日に開催しました「楽しく安心な学校づくりプロジェクト」。これまで“サミット”と言っておりましたけれども、時季をずらして形を変えて実施をしました。今年はコロナの影響ということですので中学生のみの参加としましたけれども、今年度も歩みを止めることなく前進させることができたというふうに思っております。ご参加いただきました委員の皆様、ありがとうございました。

それから 2 点目は計画訪問ですけれども、すべての計画訪問が無事終了いたしました。お忙しい中、ご参加いただきましてあ

りがとうございました。年々、校長の学校経営方針の説明で、プレゼンというのが定着してきたかなと。で、視覚的にわかりやすくなってきたんじゃないかなというふうに思っております。それから学習のほうも、目当てとまとめと振り返りということを大事にしようと全市、西部地区全部でやっているんですけども、形は整ってきたなというふうに思っております。今後はこの流れを子どもたちの力で進められるような、主体的な学習と一層なるように、次年度以降進めていきたいというふうに考えております。

4 議事について

浦林教育長 それでは、日程第4 議事に入ります。

議案第51号「米子市公民館規則の一部を改正する規則の制定について」を議題とします。

事務局から説明をお願いします。

浦林教育長 木下生涯学習課長。

木下課長 議案第51号「米子市公民館規則の一部を改正する規則の制定について」を説明いたします。改正内容でございますが、議案の2ページをご覧ください。米子市公民館規則の別表に記載しております附属施設のうち、米子市明道公民館のテニスコートを多目的広場に改めるものでございます。この規則は令和2年12月1日から施行することとしております。改正理由でございますが、3ページの参考事項のところに載せておりますが、米子市明道公民館の附属施設でありますテニスコートは、近年、テニスコートとしての利用実績がほとんどないため、機能を多目的広場に変更することといたしまして、コートに引いてあるラインですとかネットを張るためのポールなどを撤去するなど、所要の整備を行うことにより利用者の使い勝手を良くし、より有効に活用できるようにしようとするものであります。

浦林教育長 はい。質疑はございませんでしょうか。

荒川委員 テニスコートが公民館の横にあるということで、他の公民館でもあるんですか。附属施設としてそういった。

木下課長 テニスコートは明道公民館だけだったかと思います。あとは多目的広場と体育館がある公民館がございます。

荒川委員 多目的広場になった時に広く米子市民の方が使われたら、きっといいですね。地域の方ですね。場所が多分、市役所の近くのところだと思うんですけど、今までテニスコートだったということで、フェンスでがっちと囲まれてて、なんか入ってはいけないような、公民館の関係者またはそこに申し出て使えるような雰囲気があるので、もしそうでないのであれば、ご自由にお入りくださいじゃないですけど入りやすい雰囲気作りを合わせてしていただけると、より公園の、図書館の利用者の方々もそこに入って遊ぶ、おそらくボール遊びなんかもできやすいようにフェンスがぐるっとあるので、そういった利用の仕方もあるのかなっていうふうに感じましたので、もし可能であればお願いしたいと思います。

木下課長 おっしゃられるとおりです。今の利用実態といいますのが、近所の子どもがボール遊びをしたりとか、それから一番多いのが、近隣の保育園がフェンスがあるから安全だということで、中で遊ばせておられるというのが一番多い利用実態のようです。そういったこともございまして、そういったところの方に使いやすいように、ラインがビニールで引いてあるんですけども、こういったところがボロボロになると口に入れたりして危険ではないかと、そういう指摘もあったりして、利用実態にも即しながら整備をしようというふうに考えております。フェンスについては、撤去ということになりますと費用がまたかかって参りますので、できる範囲でご指摘がありました利用しやすい環境ということで、入り口のところのしつらえのところで工夫をしたりとか、利用しやすい環境になるようにというのは心がけていきたいと思います。

上森委員 そうしたら、あそこは独立した形の公園になってしまう。フェンス残すということは。

木下課長 そうですね。今のところフェンスを撤去する想定はしておりませんが、この先、実は地元はあそこを駐車場にして欲しいというのが一番の要望なんです、そこまでは考えていなくて。やはりあそこは多目的に利用できるほうがいいんじゃないかということで、今回の議案のようなことで方針を示させていただいております。

上森委員 図書館からのアプローチが公園になっているところと一体化にはならないの。

木下課長 それも1つの方法かとは思いますが、今考えているのはフェンスはそのまま整備をしようと考えています。

荒川委員 図書館側からは入れないんですよね。公民館のほうからぐるっと入る。

木下課長 入口は3カ所、実はありまして、図書館側からも入れます。ただ入れるんですけど、今は針金で括ってあって、実質的には使えないんですけども、そこは整備をすれば入ることが可能です。

荒川委員 少しのフェンスがあればボール遊びができるのかなというふうに感じたんですけども。出入りがしやすく誰でも入れるような。

木下課長 ご指摘のご意見を考えながら、できる限りで反映したいと思います。

上森委員 万灯も確か入れている。

木下課長 そうです。横に万灯の小屋があって。

上森委員 そういった練習もできることになるというわけだね。多目的に。

木下課長 フェンスを取る予定はないんですけど、それでよければ使うことは可能かと思います。

浦林教育長 それでは、質疑もないようですので採決いたします。議案第51号については、原案のとおり承認することにご異議ありませんか。

(異議なしの声)

浦林教育長 異議がないようですので、議案第51号「米子市公民館規則の一部を改正する規則の制定について」は、原案のとおり承認

することにいたします。

浦林教育長 それでは議案第52号「米子市美術館の指定管理者の指定について」を議題とします。
事務局から説明をお願いします。

下高課長 教育長。

浦林教育長 下高文化振興課長。

下高課長 議案第52号「米子市美術館の指定管理者の指定について」、説明をさせていただきます。

そういたしますと、美術館の指定管理の説明をさせていただきます。米子市美術館の指定管理を指定することについては、米子市議会の12月の定例会において議案提出を予定しております。そのための今回の教育委員会での議案となっております。

今までも説明させていただきましたが、指定管理者としては一般財団法人 米子市文化財団を指定するものとして、議会の議決を求める予定になっております。詳細につきましては以前に説明させていただきましたので省きますけども、指名指定ということで行っていきたいと思います。

浦林教育長 質疑はございませんでしょうか。

浦林教育長 それでは質疑がないようですので採決いたします。議案第52号については、原案のとおり承認することにご異議ありませんか。

(異議なしの声)

浦林教育長 異議がないようですので、議案第52号「米子市美術館の指定管理者の指定について」は原案のとおり承認することにいたします。

浦林教育長 それでは次に、議案第53号「米子市立山陰歴史館、米子市福市考古資料館及び米子市埋蔵文化財センターの指定管理者の指定について」を議題とします。
事務局から説明をお願いします。

下高課長 教育長

浦林教育長 下高文化振興課長。

下高課長 議案第５３号「米子市立山陰歴史館、米子市福市考古資料館及び米子市埋蔵文化財センターの指定管理者の指定について」、説明をさせていただきます。これも米子市議会１２月定例会において一般財団法人 米子市文化財団を指定管理者に指定するものとして、議会の議決を求める議案を提出する予定にしております。そのための教育委員会での議案提案となっております。これも一般財団法人 米子市文化財団を指名しております。いわゆる指名指定という形を取らせていただいておりますけれども、これまでの実績等を勘案して文化財団を指定管理者に指定するということになっております。詳細につきましては、以前配布した資料等ありますけれども、適切なものと判断したところであります。

浦林教育長 はい。質疑はございませんでしょうか。
質疑がないようですので採決いたします。議案第５３号については、原案のとおり承認することにご異議ありませんか。

(異議なしの声)

浦林教育長 異議がないようですので、議案第５３号「米子市立山陰歴史館、米子市福市考古資料館及び米子市埋蔵文化財センターの指定管理者の指定について」は、原案のとおり承認することといたします。

浦林教育長 次の審議に入る前にお諮りいたします。議案第５４号「議会の委任による専決処分について」から議案第５６号「財産の取得について」は、市として１１月２４日に公表予定としておりますので、この３議案の審議を非公開にすることを提案したいと思いますが、これにご異議ございませんでしょうか。

(異議なしの声)

浦林教育長 異議がないようですので、議案第５４号から議案第５６号の審議については非公開といたします。

[非公開] 議案第 5 4 号「議会の委託による専決処分について」

[非公開] 議案第 5 5 号「議会の委託による専決処分について」

[非公開] 議案第 5 6 号「財産の取得について」

浦林教育長 本日の議事は全て終了しました。
以上をもちまして米子市教育委員会を閉会いたします。

閉 会 午前 1 0 時 3 6 分